

# タックスハイブン対策税制の課税処分 みずほ銀行が逆転敗訴（最高裁判決）

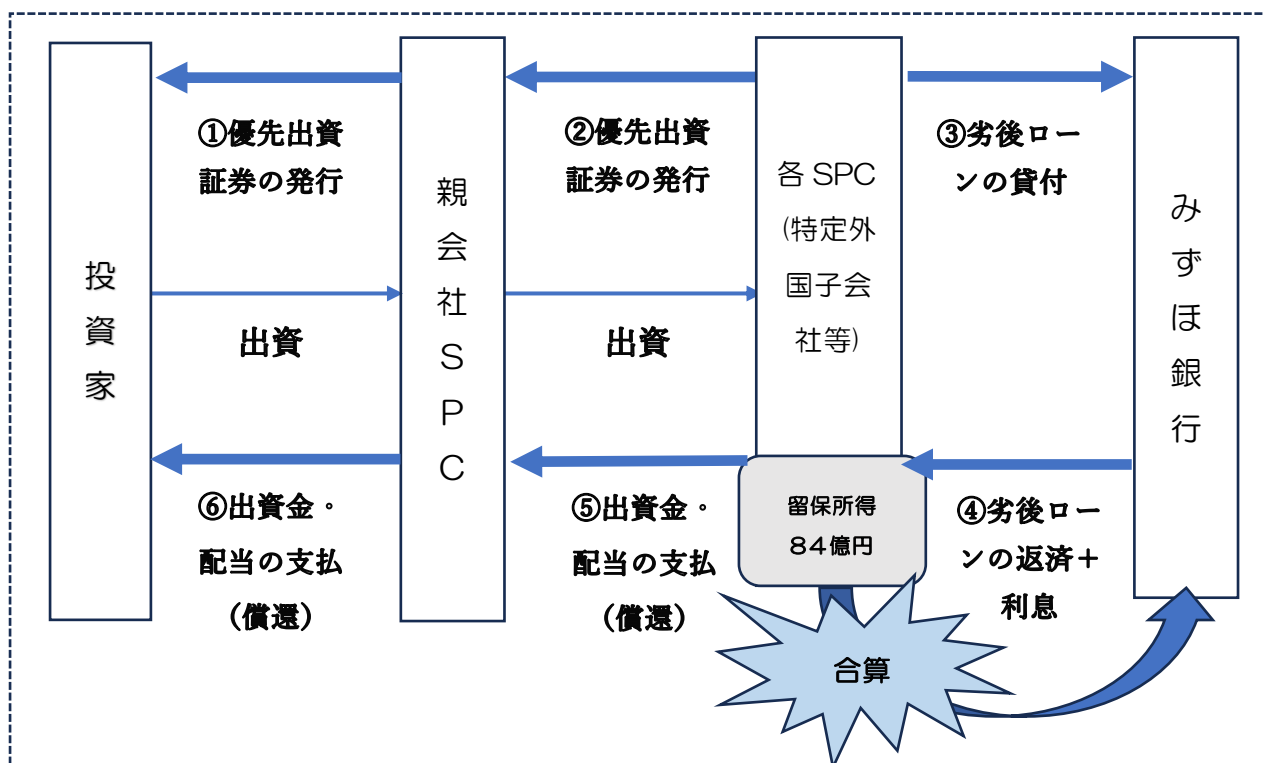
## 最高裁で高裁の判断を棄却

令和5年11月6日付の新聞報道によれば、最高裁は東京国税局が更正処分した「タックスハイブン対策税制」（租税特別措置法66条の6、以下、CFC税制といいます）の適用に関する事件において、課税処分を取り消した高裁判決を破棄し、処分は適法であるとの判断を示しました。納税者側は敗訴確定となりました。

## そもそも CFC 税制とは

CFC税制は、日本国外の特定の法人（Controlled Foreign Company、略してCFC）に関する所得を、その法人の株主である日本の居住者及び内国法人に課税することを目的としています。租税の負担が著しく低い国又は地域にある外国法人で、わが国の内国法人又は居住者により株式等の保有を通じて支配されている一定の海外子会社（特定外国子会社といいます）の留保所得を、その内国法人・居住者の持ち分に応じてその所得に合算するというものです。ただし、特定外国子会社が、所在地国において独立企業として実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じその他において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる場合は適用除外とされ、CFC税制の適用はありません。

## 本件におけるスキーム図



みずほ銀行は劣後ローンにより資本を増強するため、英領ケイマンに所在する2つのSPC（特別目的会社）を活用したスキームを実施しました。以下、この手

順を説明します（丸数字は、上記図の丸数字に該当します。）。

- ①「親会社 SPC」が、投資家に優先出資証券（優先株に該当）を発行してその見返りに出資金を受入れます。
- ②「各 SPC」、が「親会社 SPC」に優先出資証券を発行し、その見返りに出資金を受入れます。
- ③「各 SPC」が優先出資証券の発行で調達した資金を原資としてみずほ銀行に劣後ローンを貸し付けます。
- ④その後みずほ銀行が「各 SPC」に劣後ローンの返済と利息の支払いを行います。
- ⑤「各 SPC」が「親会社 SPC」の優先出資証券を償還します。
- ⑥「親会社 SPC」が投資家の優先出資証券を償還し、同時に出資金と配当金を支払います。

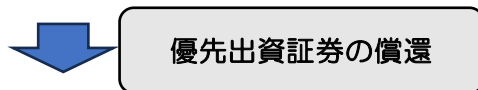
以上から、このスキームは、投資家からの資金が親会社 SPC→各 SPC→みずほ銀行に流れ、返済・償還に伴い資金が、みずほ銀行→各 SPC→親会社 SPC→投資家へ還流するスキームとなっています。

各 SPC が発行する株式の状況は次のとおりです。

上記⑤の償還前（2015年6月29日）

普通株式	約 7,600 万株（みずほ銀行が保有）
優先出資証券	3,550 口（親会社 SPC が保有）

優先出資証券があるため、親会社 SPC が各 SPC を 100% 所有



事業年度終了時点（2015年12月3日）

普通株式	約 7,600 万株（みずほ銀行が保有）
------	----------------------

普通株しかないため、みずほ銀行が各 SPC を 100% 所有

（調査時の課税当局の処分）

東京国税局は、各 SPC の事業年度終了時（2015年12月3日）においては、みずほ銀行が保有する各 SPC の発行株式（約 7,600 万株）は全てみずほ銀行が保有しており（優先出資証券は全て償還済み）、CFC 税制の法令を文字どおり適用すると、事業年度終了時のみずほ銀行の各 SPC の株式保有割合（法令上、「請求権勘案株式等割合」といいます）は 100% であるとして CFC 税制を適用して、上記スキーム図の④の約 84 億円を合算課税しました。

各 SPC の事業年度終了時の損益計算書の当期利益（留保所得）には、約 84 億円が計上されており、その利益を合算課税の対象としたものですが、一方、その時には既に優先出資証券の償還と同時に出資金と配当が親会社 SPC に支払われており（上記図の⑤）、各 SPC には当期利益に相当するキャッシュが残っていない状態でした。

みずほ銀行は、この処分に対し不服であるとして東京地裁に訴えました。

## 1 審・2 審の裁判所の判断について

1 審の東京地裁は、法令を文字どおり適用した国側の主張を認めました。

2 審の東京高裁では、東京地裁の裁決を取り消し、みずほ銀行側の主張を認める判決を下しました。

その要旨は、「法令どおりに解釈すれば、各 SPC の事業年度終了時（2015 年 12 月 3 日）には、みずほ銀行が保有する各 SPC の発行株式は全てみずほ銀行が保有し、事業年度終了時のみずほ銀行の各 SPC の「請求権勘案株式等割合」は 100% である」と認定しました。ところが、「本件資金調達スキームが利用された経緯、目的、仕組みからして、みずほ銀行が本件各 SPC の当期純利益から剰余金の配当等を受け取ること、言い換えれば、その当期純利益に対して支配力を有すると評価されるような処理はもともと想定されておらず、内国法人（みずほ銀行）が外国子会社（各 SPC）の利益から剰余金の配当等を受け得る支配力を有するという CFC 税制の合算課税の合理性を基礎付け、正当化する事情は見いだせない」とし、「CFC 税制の施行令の規定を形式的に適用することは、措置法の趣旨ないし CFC 対策税制の基本的な制度趣旨や理念に反するものであり、正当化できない」として、措置法施行令を適用することが違法であると判断しました。

## 最高裁の判断について

CFC 税制の委任を受けて設けられた措置法施行令の本規定は、「適用対象金額に乗すべき請求権勘案保有株式等割合に係る基準時を特定外国子会社等の事業年度終了の時とするものであるところ」、「事業年度終了時の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば」、「基準時を設けることには合理性があり、そのような内容を定める本件規定が本件委任規定の目的を害するものともいえない。」とし、本件施行令の規定は、CFC 税制の委任規定の趣旨に適合するものと判断しました。

その上で、「特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動するのに伴い、剰余金の配当等がされる時と事業年度終了時の時とで持ち株割合等に違いが生ずるような事態は当然に想定されるというべきである。」と判断し、加えて、「本件各子会社の事業年度を本件優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を採用し、本件各子会社の適用対象金額が 0 円となるようにする余地もあったと考えられるから、本件規定を適用することによって被上告人に回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。」と結論付け、高裁の判断を「本件委任規定の解釈適用を誤った違法がある。」として原判決を破棄し国側勝訴としました。

## CFC 税制に係る申告漏れ件数は、前年比 2 倍に増加

この最高裁の判決を受けて CFC 税制の適用については留意が必要です。  
なお、11 月 29 日に国税庁から法人税調査実績が以下のように公表されました。

### ◆CFC 税制に係る実地調査の状況

事務年度	令和元	令和2	令和3	令和4
申告漏れがあった件数（件）	65	37	54	107
申告漏れ所得金額（億円）	427	92	297	406

CFC 税制に関連する申告漏れが対前年比で約 2 倍に増加しています。

また、平成 29 年度の税制改正により抜本的な改定が行われました。この改正により、受動的所得の範囲が拡大し、制度自体も複雑化しています。過去 3 年はコロナ禍のため実地調査が低調でしたが、最近になって調査が本格化したことで、企業が制度に対する対応が不十分であったことが申告漏れ件数が 2 倍になった原因であると考えられます。海外に子会社を有する法人にとっては、再度 CFC 税制の適用状況を確認し、適切な対応を検討することが喫緊の課題となります。

## 平成 29 年度改正による CFC 税制の留意すべき事項

29 年度改正前では、外国子会社の租税負担率が 20%以上であれば CFC 税制の適用対象外となっていました。そして、20%未満の場合、①適用除外基準を満たせば、全部合算課税が免除され、資産運用的所得（配当、利子など）に対してのみ部分合算課税となり、適用場外基準を満たさなければ、原則としてすべての所得に対して合算課税となっていました。改正後は、次のようになりました。

- 1 経済活動基準（旧適用除外基準）を満たせば、部分合算課税制度の対象になり、一定の受動的所得（注）に対して合算課税となります。  
（注）改正前の資産運用的所得が受動的所得と定義が変わり、その所得の範囲が広がりました。例えば、デリバティブ取引に係る損益、外国為替損益、無形資産等の譲渡損益が含まれることになりました。
- 2 経済活動基準をみたさなければ、全部合算課税制度の対象となり、原則として、すべての所得に対して合算課税となります。  
※ 上記 1 及び 2 のいずれにおいても租税負担割合が 20%以上の場合、合算課税は免除されます。
- 3 ペーパーカンパニー、受動的所得が一定割合を超える会社又はブラックリスト国所在会社に該当すれば、特定の外国関係会社に対する全部合算課税の対象になり、原則として、すべての所得に対して合算課税。  
※ 租税負担割合が 30%以上の場合、合算課税免除となります。

また、改正前の適用除外基準でも適用除外を受けるための要件として、確定申告書への書面添付要件及び資料等の保存義務がありました。改正により、外国関係会社が経済活動基準（旧適用除外基準）を満たすことを明らかにする書類等の提示又は提出がないときには、経済活動基準を満たさないものと推定する、といった従前より厳しい内容となっています。

## GTM では税務調査の立会サービスを行っています

GTM 税理士法人では、長年にわたり国税局調査部等で調査事務を経験した国税 OB が所属しており、一般的な税務調査だけでなく、国際税務に特化した高度な専門性の高い調査への対応策もアドバイスさせていただきます。また、突然の調査が入った場合でも、迅速に国際税務に関する調査に対応することができます。いつでもお気軽にお問い合わせください。スピーディーかつ的確な対応を提供いたします。

税務調査の立会、移転価格調査及び海外子会社合算税制にお悩みがございましたら GTM 税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

国際税務担当税理士 竹内 之真

電話：03-3242-0301

takeuchiy@gtmri.co.jp